



放置自動車撤去の取り組みについて

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 熊本維持出張所

はじめに

(熊本市における直轄国道の概要)

熊本市内における国が管理する直轄国道は、熊本都市圏を南北に縦断する国道3号と環状機能を有する国道57号の2路線で形成されており、約43kmを熊本維持出張所で管理しています。

両国道沿線の中心市街地部は、熊本城、水前寺公園等の観光地が点在し、また、上通り、下通りと呼ばれている西日本一のアーケード街も位置していることから、多くの方に利用されており、道路管理者として安全・安心な道路空間を確保することが求められているところです。

一方で、他の都市と同様、熊本市においても道路上の放置自転車・バイク等の対策が重要な課題となっています。道路上に放置されることで、歩行者や緊急車両の通行の妨げになり、更には都市景観の悪化を引き起こすなど、観光都市である熊本市においても、根本的な対策が必要となっています。



位置図



(放置自動車の対策と取り組み)

このような中、平成14年7月から「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(通称、自動車リサイクル法)が制定され、自動車の廃棄処理費用が更に高くなつたことから、放置自動車の増加が懸念されていたところです。

放置自動車は、ナンバープレートが外してあっても廃棄物として認定するのが困難であり、所有者が見つかったとしても指導に強制力がありません。

熊本市においては、平成14年3月に「熊本市放置自動車防止条例」（以下、条例）が制定されました。これにより、熊本市が管理する公共の用地に放置された自動車については、条例に基づき処理されることとなり、所有者不明で廃物等と認定された放置自動車の撤去、廃物等の判定を行う放置自動車対策協議会の設置などの内容が盛り込まれ、国有地等の放置自動車についても廃物等の認定ができるようになりました。

放置自動車の処理手続きについては、放置自動車の所有者を調査し、所有者が判明した場合は、勧告・命令を行い、従わない場合は公表・罰則が適用されます。

一方、所有者が判明しない場合は、廃物判定基準に基づき熊本市が処分し、処分後所有者が判明した場合は、処理費用を徴収することとなります。

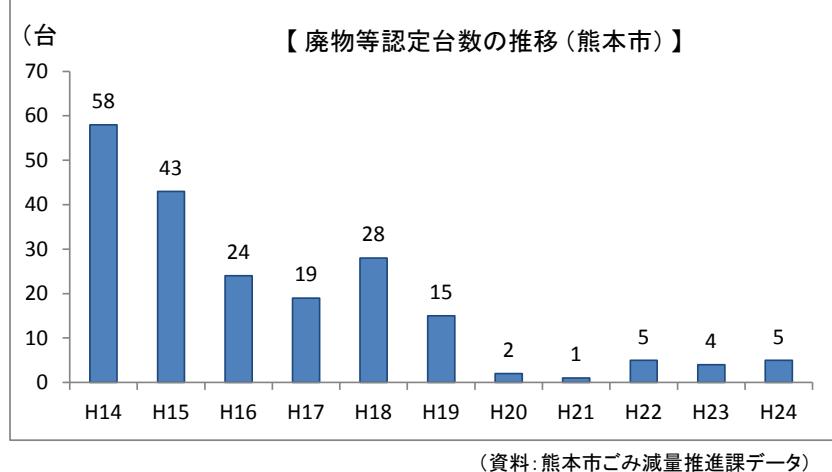
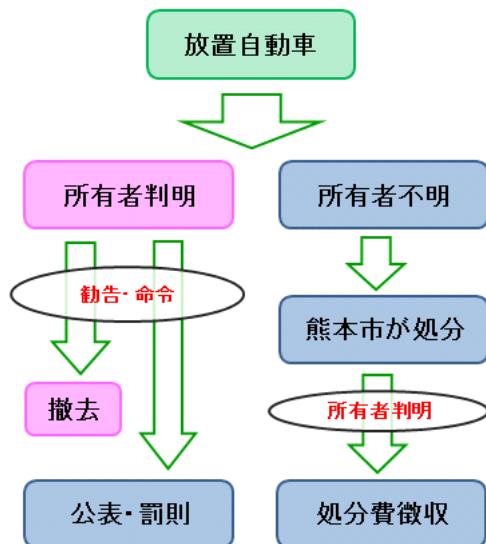
なお、所有者が判明しない場合とは、

- (1) 所有者等を特定できるものがない。
- (2) 所有者等が判明しても所在がわからず連絡がとれない。

の場合と定義されています。

以下のグラフは、平成14年度から平成24年度までに熊本市において廃物等と認定した台数の推移です。条例制定後の平成14年度の58台に対し、年々減少傾向になっており、一定の効果がでていることが分かります。

処理手続きフロー



放置自動車の撤去事例の紹介

今回、当出張所管内（国道57号）において、道路巡回時に発見された放置自動車（原動機付自転車（原付）1台）を撤去した事例を紹介します。

当該放置自動車は、条例を参考に所有者へ撤去勧告を行いましたが、所有者と連絡が取れなかったため、条例第17条第1項に基づく放置自動車対策協議会において廃物と認定され、処分に至りました。

○熊本市放置自動車防止条例（平成14年4月施行）より抜粋

(廃物等の認定)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、協議会の判定を経て、当該放置自動車を廃物又は準廃物と認定することができる。

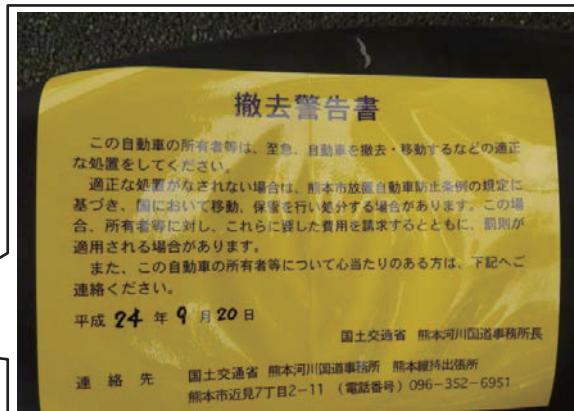
- (1) 所有者等が第14条の命令に従わないとき。
- (2) 第15条第1項第2号の規定に基づき移動し、保管した場合において、その日から起算して30日を経過しても、当該放置自動車の所有者等が判明しなかったとき又は所有者等は判明したが住所、居所その他連絡先が不明で連絡が取れないとき。
- (3) 第15条第1項第3号の規定に該当するとき。
- (4) 前条の規定による通知を行ったにもかかわらず、放置自動車の引取りがなされないとき。

2 市長は、前項の認定を行おうとする場合は、前項第1号及び第4号の規定に該当するときを除き、あらかじめその旨を告示しなければならない。

(国有地等に放置されている自動車の措置)

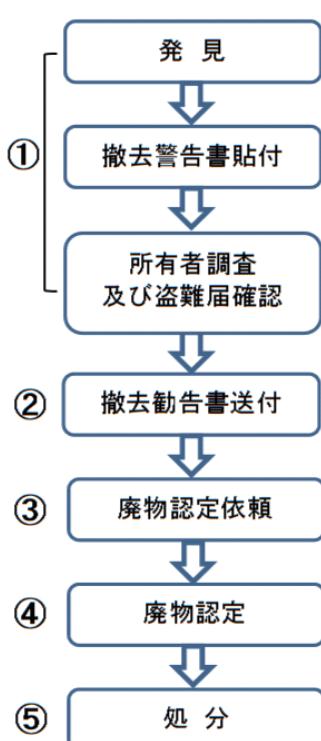
第24条 国有地等において放置されている自動車が、第15条第1項各号のいずれかに準ずるものとして、又は第18条第1項各号のいずれにも該当するものとして、国及び県から要請があったときは、市長は第17条第1項又は第18条第1項の規定に準じて当該自動車を廃物と認定することができる。

2 前項の認定をするときは、第17条第2項及び第18条第2項の規定を準用する。



車両の放置状況と撤去警告書貼付状況

処理経緯



発見から処分に至るまでの経緯は、以下のとおりです。

①、②は条例を参考に、③～⑤は条例に基づき手続きを行ったものです。

① 【発見～所有者確認】

○平成24年9月5日

道路巡回時に歩道橋下に置かれていた原動機付自転車（原付）を発見

○平成24年9月20日

発見から10日以上置かれている状態であり、条例を参考に放置自動車（※）と判断したため、撤去警告書を貼付

※条例第2条（2）

放置：自動車が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外に、10日以上にわたり置かれている状態をいう。

○平成24年9月24日

所有者等の調査について熊本市ごみ減量推進課へ照会

○平成24年10月15日

熊本市ごみ減量推進課より、所有者判明の旨回答

○平成 24 年 10 月 19 日

所轄警察署へ盜難届について照会

○平成 24 年 10 月 25 日

所轄警察署より、盜難届は出でていないため警察での処理はできない旨の回答

② 【撤去勧告書送付】

○平成 24 年 10 月 31 日

所有者へ撤去勧告書送付（撤去期限：平成 24 年 11 月 30 日）

（判明した所有者が県外であったため、郵送となった）

○平成 24 年 12 月 5 日

撤去期限までに返答がないため、内容証明書で所有者へ再度撤去勧告書を送付

（撤去期限：平成 24 年 12 月 20 日）

○平成 24 年 12 月 18 日

所有者不在のため返戻

○平成 24 年 12 月 20 日

返戻に伴い住所調査について熊本市ごみ減量推進課へ依頼

（送付先住所の居住について、住民票の確認依頼）

○平成 25 年 1 月 7 日

熊本市ごみ減量推進課より送付先の住所と住民票の記載に相違なしの旨回答

③ 【廃物認定依頼】

○平成 25 年 1 月 10 日

条例第 24 条に基づき、熊本市へ条例第 17 条第 1 項の放置自動車廃物等の判定について依頼（条例第 17 条第 1 項(2)に該当）

④ 【廃物認定】

○平成 25 年 2 月 20 日

平成 24 年度熊本市放置自動車対策協議会（会長：熊本県立大学 教授）が開催され、廃物として認定

○平成 25 年 3 月 8 日～3 月 22 日

熊本市公報にて 14 日間の告示

○平成 25 年 3 月 26 日

熊本市より当出張所へ、放置自動車の廃物等認定の通知

⑤ 【処分】

○平成 25 年 4 月 18 日

熊本市にて処分

平成 25 年 4 月 1 日 熊本市公報 第 1349 号

熊本市公報

第 1349 号
発行所 熊本中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市公報局編集部
発行日 毎月 15 日・末日

目 次
告 示

○ 特別付録の定期検査 (告示第 130 号)	241
○ 介護保険による指定訪宅介護支援事業者の指定 (告示第 131 号)	241
○ 蘭善者自立支援団体に基づく介護保険認定支援事業者の指定 (告示第 132 号)	242
○ 介護保険による指定訪宅介護支援事業者の廃止 (告示第 133 号)	242
○ 蘭善者自立支援団体に基づく指定訪宅介護支援事業者の廃止 (告示第 134 号)	242
○ 放置自動車の完納等 (告示第 135 号)	242
○ 放置自動車の完納等 (告示第 136 号)	243
○ 放置自動車の移動及び保管 (告示第 137 号)	243
○ 市道の区域変更 (告示第 138 号)	244
○ 市道の供用開始 (告示第 139 号)	245
○ 市道の供用開始 (告示第 140 号)	245
○ 介護保険による指定訪宅サービス事業者の指定 (告示第 142 号)	245
○ 放置自動車防止条例に基づく箇跡等の制定 (告示第 145 号)	246
○ 放置自動車防止条例に基づく箇跡等の制定 (告示第 146 号)	246
○ 放置自動車防止条例に基づく箇跡等の制定 (告示第 147 号)	247
○ 介護保険による指定訪宅サービス事業者の廃止 (告示第 148 号)	247
○ 介護保険による地域被服サービス事業者の指定 (告示第 149 号)	247
○ 第 28 回熊本市公報市議会審議会の開催 (告示第 150 号)	248
○ 平成 24 年度後期高齢者医療保険料負担状況の公示通知 (告示第 151 号)	248
○ 平成 24 年度介護保険料負担状況の公示通知 (告示第 152 号)	248
○ 平成 24 年度国民健康保険料負担状況の公示通知 (告示第 153 号)	249
○ 駐居、滞在及び泊留のため事前に係る利用規約に附する附則 (告示第 154 号)	249
○ 利用者等が運送する特例的な荷物等の運搬に係る基準等 (告示第 155 号)	250
○ 放置車両又は車中内の発生が疑われる車の対処等に関する手帳 (告示第 156 号)	251

告 示 第 146 号
平成 25 年 3 月 8 日

熊本市放置自動車防止条例(平成 14 年条例第 30 号)第 17 条第 2 項の規定に基づき、廃物等として認定しようとする放置自動車を告示する。

熊本市長 幸山政史

1 放置場所	熊本中央区帯山一丁目 35 番地先 (帯山 2 号歩道橋下)				
2 放置自動車の形状等	メーカー、車名	種別等	塗色	自動車登録番号	車台番号
	スズキ レッツ II	原付	黒	熊本市 え 91733	CA1PA- 269868
3 移動・保管日時	年 月 日 時 分 頃				
4 保管場所	熊本市				
5 連絡先	熊本市環境局ごみ減量推進課事業ごみ対策室 熊本中央区手取本町 1 番 1 号 電話番号 096-328-2111 内線 2362				



放置自転車対策協議会の様子



撤去状況

おわりに

今回のように、所有者が判明しても連絡が取れず、条例に基づき廃物等認定となった案件は、当出張所管内においては初めてでしたが、条例を参考に、所有者調査から撤去勧告書の送付、また、条例に基づく放置自動車対策協議会への提出資料作成などにおいて熊本市から助言をいただき、撤去、処分することができました。

放置自動車対策については、これまで「交通上の障害となっている路上放置車両の処理方法について」(平成 5 年 3 月 30 日付け建設省道交発第 25 号)に拠っていましたが、条例に基づき廃物等の認定を受けて処分が可能となったことで、今回は、比較的スムーズに対応することができました。

今後も引き続き、放置自動車未然防止のため、道路巡回の強化を図ると共に、放置自動車が発見された際には、今回の経験を生かし、自治体と協力して、安全・安心な道路空間の確保に努めていきたいと思います。